

3 決算に対する議決

平成28年5月25日

平成二十六年度決算に対する議決

- 一、本件決算は、これを是認する。
- 二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

- 1 大阪府警察管内の61警察署において、捜査書類及び証拠品が長期間放置された結果、約4,300事件で公訴時効が成立していたことが明らかとなるなど、近年、警察捜査における捜査書類及び証拠品が適切に管理されておらず、公共の安全と秩序の維持を担うべき警察に対する国民の信頼が損なわれかねない事態が頻発していることは、遺憾である。

政府は、捜査書類及び証拠品が適切に管理されるよう、警察職員の意識向上や業務監察の強化を図るとともに、証拠品等が適切に保存管理できる体制を早急に構築し、事件未解決の要因とならないよう万全を期すべきである。

- 2 社会保障・税番号（マイナンバー）制度に関し、平成28年3月末時点で211万通の番号通知カードが交付されていないこと、本制度を運営する地方公共団体情報システム機構において、多額の費用を投じて整備したにもかかわらず、システムに度重なる障害が発生し、個人番号カードの交付が著しく滞るなど国民の信頼が損なわれていることは、極めて遺憾である。

政府は、本制度の開始段階において運営業務に支障を来している事態を重く受け止め、システム障害を未然に防ぐことができなかつた原因を究明し明らかにするとともに、再発防止策を策定するなどして、個人情報保護管理体制の一層の強化にも配慮しつつ、関係機関の連携を十分に図り、個人番号カード等の交付の遅延を速やかに解消すべきである。

- 3 日本放送協会（NHK）の相次ぐ不祥事を受けて、本院が、平成18年6月に警告決議を行ったにもかかわらず、今般、NHK関連団体において、新たに架空発注等の不適正経理が発覚し、再び国民・視聴者の信頼を失墜させたこと、NHKに還元すべき子会社における利益剰余金が近年逆に増加していることは、看過できない。

政府は、NHK関連団体における度重なる不祥事を重く受け止め、NHKによる徹底的な全容と原因の解明、国民・視聴者への適切な説明、関連団体の事業運営に対する指導、監督の強化による再発防止の徹底を行うとともに、子会社等からの適切な還元の在り方についての検討を強く求め、国民・視聴者の信頼を回復すべきである。

- 4 児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、自然災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たす公立小中学校の施設において、建築基準法に基づく建築点検が694校で未実施であったこと、3年以上是正されていなかった要是正事項が10,106件あったことなどが会計検査院に指摘されたことは、看過できない。

政府は、近年の自然災害の多発や公立学校施設の老朽化の進展を踏まえ、全国の公立学校施設における維持管理状況を早急に調査するとともに、要是正事項の早期かつ計画的な是正等により、公立学校施設の安全確保に万全を期すべきである。

5 独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）が行った新国立競技場の設計業務に係る契約事務等において、会計規則に違反して、契約締結日から最大9か月後に契約担当役の記名押印が行われていたこと、契約書に記名押印がないまま伝票が作成され支払が行われていたことが会計検査院に指摘されたことは、遺憾である。

政府は、我が国のスポーツ振興の中核を担うJSCが不適正な業務処理を繰り返していたことを重く受け止め、会計手続の確認体制の整備やコンプライアンスの徹底の観点から再発防止策を確実に実施させ、JSCの業務体制を抜本的に改善させるべきである。

6 平成24年の関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省において、貸切りバス乗務員の労務管理等の見直しなどの対策を講じてきたにもかかわらず、28年1月に長野県軽井沢町において貸切りバスが道路下に転落し、多数の犠牲者を出す重大事故が再び発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、重大事故により尊い人命が失われたことを重く受け止め、貸切りバス事業者に対する監査体制を強化するとともに、法令違反の状態を迅速に是正・改善させる仕組みの構築を図り、旅行業者等との取引環境の適正化等に努めることによって貸切りバスの安全確保と事故の再発防止に万全を期すべきである。

7 独立行政法人都市再生機構が行う千葉ニュータウン北環状線事業に関連して、補償業務等を担当していた同機構の複数の職員が、利害関係者から飲食等の接待を受けていたこと、また、同機構が実施した内部調査において、その不適切行為を明らかにできなかったことは、遺憾である。

政府は、同機構職員による不適切行為があったことを重く受け止め、同機構に対し、事業実施体制の見直しやコンプライアンス意識の向上を図らせるとともに、事実関係の十分な検証に基づいて再発防止策を講じさせるべきである。

8 三菱自動車工業株式会社が、国土交通省に提出する燃費試験データを意図的に改ざんしていたこと、また、少なくとも25年前から関係法令の規定とは異なる方法により燃費試験を実施していたことが明らかとなるなど、自動車検査制度の信頼性が著しく損なわれたことは、看過できない。

政府は、自動車メーカー各社に対して、コンプライアンスの徹底、同種事態の再発防止を図るよう指導するとともに、不正防止に向けた検査体制の強化、燃費試験における検査方法の見直しなどを行い、適正かつ公正な自動車検査体制を構築すべきである。